

労働基準関係法令違反に係る公表事案

新潟労働局

最終更新日：令和5年4月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他
(株) 本間組	新潟県新潟市	R4. 6. 1	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	請負人の労働者に、つり足場を使用させるにあたり、足場の動揺又は転位を防止するための措置を講じていなかったもの	R4. 6. 1送検
大滝建設 (株)	新潟県村上市	R4. 6. 1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第574条	労働者に、つり足場上で型枠の締固め作業を行わせるにあたり、足場の動揺又は転位を防止するための措置を講じていなかったもの	R4. 6. 1送検
(株) 蓬莱館	新潟県長岡市	R4. 9. 1	最低賃金法第4条 労働基準法第24条	労働者13名に、1年間の定期賃金合計約2,100万円を支払わなかったもの	R4. 9. 1送検
(株) 長野	新潟県燕市	R4. 11. 2	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に玉掛け業務を行わせたもの	R4. 11. 2送検
(株) 小林造園	新潟県阿賀野市	R5. 1. 20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第349条	送電線の下部で高所作業車を使用させるにあたり、感電防止措置を講じていなかったもの	R5. 1. 20送検
西田建設 (株)	新潟県上越市 大潟区	R5. 1. 20	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	請負人の労働者に、高さ約3メートルの作業床で作業を行わせるにあたり、墜落防止措置を講じていなかったもの	R5. 1. 20送検
(有) 南波工務店	新潟県上越市 三和区	R5. 1. 20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	労働者に、高さ約3メートルの作業床で作業を行わせるにあたり、墜落防止措置を講じていなかったもの	R5. 1. 20送検
新越梱包 (株)	新潟県五泉市	R5. 3. 1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	労働者に、高さ約5.5メートルの箇所作業を行わせるにあたり、墜落防止措置を講じていなかったもの	R5. 3. 1送検

新中野工業（株）	岡山県岡山市東区	R5. 3. 16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第350条	労働者に、精米機の電磁弁部品の交換作業を行わせるにあたり、停電の状態を確認させることなく作業を行わせたもの	R5. 3. 16送検
（有）越栄ビルサービス	新潟県長岡市	R5. 3. 20	最低賃金法第4条 労働基準法第24条	労働者19名に、約1か月分の定期賃金合計約100万円を支払わなかったもの	R5. 3. 20送検
北洋印刷（株）	新潟県新潟市西蒲区	R5. 3. 20	最低賃金法第4条	労働者14名に、約8か月分の定期賃金合計約1,475万円を支払わなかったもの	R5. 3. 20送検